

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案9件、陳情5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第105号、横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「全国的に3歳未満の未就園児は約6割というデータがあるが、横手市ではどれくらいいるのか把握しているか」との質疑に対し、当局より、「およそ300人ほどいると見込んでいる。このうち、どのくらいの方がこの事業を利用するかについては推計中であり、需要と供給のバランスをしっかり見極めて、計画に盛り込み実施していきたい」との答弁がありました。

また、「現在、この事業を実施しようとしている事業所は市内で4つほどあるとのことだが、受け入れ可能な人数等についてそれらの事業所と協議はしているのか」との質疑に対し、当局より、「この事業は年齢ごとに定員を定めることになっており、各事業所においてどのくらいの人数で供給すれば採算が取れるかという検討もある。今後国から示される標準単価も見ながら検討、協議を進めたい」との答弁がありました。

また、「第4条及び第5条の最低基準に関する規定については、人員配置や経営の部分を考慮すると事業者にとって負担になるのではないかと考えられるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「実施意向がある事業者は、現状の施設定員に空きがある部分を活用する余裕活用型での実施を検討しており、既に人員配置や設備等の基準を十分満たしているため、心配はないと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号、横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第109号、横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第110号、横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の3

件については、一括議題にして審査いたしました。

議案3件については、「保育内容の平準化」についての質疑がありました。

本案について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号、横手市立保育所設置条例を廃止する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号、横手市老人憩の家設置条例を廃止する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「増田町老人憩の家の廃止について、健康の駅事業による団体利用もあるようだが、利用者は納得しているのか」との質疑に対し、当局より、「利用団体や個人にはそれぞれ説明し、特に団体の方については、代替施設として増田地区多目的研修センターを利用していただくことで了解を得ている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号、工事請負契約の締結について(ペットボトル等処理施設建設工事(建築本体工事))及び議案第119号、工事請負契約の締結について(圧縮梱包機設置工事)の2件については、一括議題にして審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「圧縮梱包機は、特殊な機械であると思われるが、一般的なインターネット上での入札情報の提供だけではなく、特定の事業者等に対してのアプローチなどは行ったのか」との質疑に対し、当局より、「かなり特殊な機械であるため、まずは府内でメーカーの選定委員会を開催し、メーカーを選定した。市内にはそのメーカーを取り扱う事業者は2者しかなかったため、県内15者を対象に条件付き一般競争入札を実施したところである。また、本来1億円を超える工事はJVによる契約となるが、今回の工事は機械の製作費が工事費の大半を占めるため、単独事業者との契約とした」との答弁がありました。

また、「ペットボトルやプラスチックごみが年々増えてきており、その処理が追いつかないということだったが、施設が新しくなることで、どのくらい処理できるようになるのか」との質疑に対し、当局より、「前年度実績で、ペットボトルの収集量は年間 212 トン、プラスチック製容器包装類の収集量は年間 182 トンだった。この圧縮梱包機を設置することにより、ペットボトルについては 1 日 1.2 トン、製品プラスチックとプラスチック製容器包装類を合わせて 1 日 1.4 トンの処理が可能となる。単純計算をしても十分対応できるため、かなり余裕を持って処理できるようになる」との答弁がありました。

本案について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 122 号、財産の無償貸付けについて（まだ保育園）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「貸付けの期間について、まずは 5 年間という説明だったが、この期間で出生数を見極めながら、この先も見据えた検討を進めていくということなのか」との質疑に対し、当局より、「そのとおりである。現在、増田地域の出生数は年間数人程度で推移しているが、まずは 5 年間、1 地域 1 保育所を維持していく方針のもと、その期間内に方向性を考えていきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 8 号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情 について、審査の経過を申し上げますと、当局に対する質疑では、「医療・介護現場における長時間夜勤の状況」についての質疑がありました。

意見はなく、討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「何年も何年も現場では相当な工夫をしているが、結局は国できちんと賃金なり体制を整備させるというところが一番の鍵であり、そういう意味では、まず意見書を上げなければいけないと思うので賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情7第9号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求める国に意見書提出を求める陳情について、意見はなく、討論では、青山豊委員より、反対の立場で、「趣旨は非常によく分かるが、10%以上引き上げという数字が入っている部分においては議論が分かれるところである。さらに、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策をというように期限を区切っているが、もう時間がない。そういう意味ではなかなか採択し難い陳情であると感じ、反対する」との討論がありました。

また、立身万千子委員より、賛成の立場で、「この陳情は、具体的に言わないと国では取り下げてしまうだろうということだと思うが、やはり具体的に言っていくこと、また、今までずっと下げられてきたので全額という言葉が出たのだと思うが、やはり私たちはしんしゃくしている場合ではない。市民はそういうふうに考えている。特に医療を担う人たちは非常に苦しいという現状を打破するためには、やはり具体的な数字でもって国に働きかけることが必要だと思うので賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、可否同数になり、委員長裁決により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情7第10号、物価上昇に見合う年金の改善を求める陳情について、意見はなく、討論では、宮川拓也委員より、反対の立場で、「年金を上げて高齢者の生活を守りたいという思いはあるが、本来年金というのは現役世代の給与水準に連動して改定される仕組みになっているものである。現役世代の生活も豊かになっていない現代において、年金を先んじて行うというのは、なかなか現役世代からすると理解が得られるものではないと思うので反対する」との討論がありました。

また、立身万千子委員より、賛成の立場で、「なんとか年金を受給できるようになった人たちがこれで暮らせるのかということで出された陳情であると思う。諸物価の高騰というのは大体は予想できたことであり、それに対してこれで我慢しろということではやはり生きていけず、医者に行くのも控えざるを得ないという意味で、やはりこれは若者も老人もみんなが困らない年金を獲得しなければならないという意味だと思うので、願意は妥当であり賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、可否同数になり、委員長裁決により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 14 号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の待遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書について、審査の経過を申し上げますと、当局に対する質疑では、「市内事業所の状況」についての質疑がありました。

意見はなく、討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「特に今、介護保険制度の見直しをかけると言わわれている。陳情にあるように国が検討するケアプラン有料化、利用料 2 割負担の対象拡大などは、私たちには重くのしかかってくる。これは仕方がないことではない。市民から国民から声をどんどん上げていかないと、国はそれで満足しているものだと思ってしまう。是非ともこれは意見書を上げなければならないので賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 15 号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書について、意見はなく、討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「長年に渡り、生活保護基準はどんどん引き下げられている。この最高裁の判決は妥当だと思うが、それに対して国は未だに動かない。市民、国民から声を上げないと、国にはこれでいいと思われてしまうので、絶対にこれは国に上げるべきだと思い、賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願ひいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第114号、横手市大雄ふるさとセンター設置条例を廃止する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「ゆとりおん大雄の廃止について、まだ住民の理解が進んでいない。また、ゆ一らくやさわらびのように温泉が出ないという状況でもなく、利用者も多い。それでも廃止に向かって進むのか」との質疑に対し、当局より、「平成28年の公共温泉の在り方・再編方針策定以降、市は温泉運営に携わらず、民間へのシフトを推進するという方針で進めてきた。アンケート結果や様々なデータなど総合的に判断し、また議会とも協議を進めた結果が今に至っており、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

また、「温泉入浴サービスの停止の方針については、確かに説明はあったが、その代替となる地域の活性化策を進めていくという地域住民への説明をしていく中での廃止条例の上程であった。活性化策を示していない中で、廃止するのはいかがなものかと思うが、住民に対してどの程度納得してもらっていると判断しているのか」との質疑に対し、当局より、「地域の説明会や市長の所信説明においても、令和8年3月末をもって廃止すること、また、地域が元気になるような活性化策についても同時に取り組んでいくということについては数回にわたり伝えているところである。ゆとりおん大雄を利用している方には納得いただいているかもしれないが、市の方向性として、アンケートの結果などから、3つの温泉には市が携わっていくことで進めてきたものである」との答弁がありました。

また、「丁寧に市民に対し説明をして、大雄地域をどのようにするか、あるいはこの温泉をどうしていくのか、もっと真剣に考えてからこの廃止条例を提案するのが順序だと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「公共温泉施設の運営に伴う赤字には多額の公費を投入し続けてきており、また、この状況については同様の業態を営む民間事業者からの批判もあったことから、温泉の経営改革に取り組んだということがある。その後、議会から民間譲渡に賛成していただき、譲渡を進めた。しかし、

ゆとりおん大雄については、2度譲渡の公募を行ったが、残念ながら引き受け業者がいなかつたことから、廃止条例を提案した」との答弁がありました。

これについて委員より、「民間事業者が言ったからやめるということはなかったはずである。市営温泉の根本は市民の福祉向上、健康増進と市民サービスであり、利益追求ではない。もう一度考え直してほしいと思うが、どうか」との質疑があり、当局より、「かつては市と民間事業者が温泉を経営し、両者でこの地域を盛り上げた時代があったが、温泉入浴客自体が減少している中で、民間が行えることは民間にお願いすべきとして改革をしてきたところである。そのため、市が直接関与する施設を限りなくゼロにするところからスタートし、議会との意見交換や市民アンケートの結果をうけ、一定数については市が関与するほうがよいのことから軌道修正をして現在に至っている」との答弁がありました。

また、「自分たちの考え方を押し付けるのは行政ではない。市民の声をくみ上げて政策を進めるのが行政である。様々な意見を含めて判断し、これから丁寧に進めていただきたいと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「確かに、市民の声に耳を傾けるという姿勢で臨まなければいけないということは、温泉改革に限らず市の仕事を進めていく上では基本中の基本だと思うが、平成28年の公共温泉の在り方・再編方針策定以降、市は温泉運営に携わらず、民間へのシフトを推進するという方針のもと、議会とも協議を進めた結果が今に至っていることをご理解いただきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第134号、横手市大森浄化センターの施設性能等に関する第三者委員会設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の第三者委員会の設置については、補修工事や施設性能などの可否を検証するものであるが、施工不良に至った原因や発注者、受注者の責任の検証も両建てで行う必要がある。検証を行う予定はあるのか」との質疑に対し、当局より、「第三者委員会においては、施設がこのまま使えるのか、それとも補修しなければいけないのか、全く使えないのか判断された上で、今後この施設をどうしていくのかを提言していただくことになっており、その段階で建物の状態が悪いということに関して、どこに

原因があったのか確認をしなければ責任にはたどりつかないと思っている。また、内部の責任については、担当職員の処分はこの後行っていくことになる。なお、施工業者及び設計監理者の責任については、施工不良の程度がはっきりしたところから話が始まると思っているが、必ずしも第三者委員会が終了してからということではなく、途中から始まる可能性もあると考えている」との答弁がありました。

また、「条例には補修工事等の検証とあるが、百条委員会では施工当初から問題があったことを指摘している。その部分についても検証はされるのか」との質疑に対し、当局より、「施工不良に至る工事の一連のプロセスを含め、検証が行われ、その部分についても調査が及ぶものと考えている」との答弁がありました。

また、「委員を5名以内とした根拠は何か。土木学会からのアドバイスなどは受けていないのか」との質疑に対し、当局より、「土木学会にお願いしているのは委員の選定のみである。各方面で設置されている第三者委員会の条例や要綱などを調べたところ、多くが5名程度で行われていたことから5名以内としたものである」との答弁がありました。

また、「施工業者、設計監理者、市の責任により第三者委員会が設置されることになれば、その負担は下水道利用者が負うことになる。ある程度の要因があってここに至っているということがはっきりしているとすれば、瑕疵担保責任の一環とも考えられるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「瑕疵担保責任としては、基本的には施工不良箇所のジャンカやクラック等に関しては施工業者が自費で補修している。事務的費用の負担については、瑕疵によるものという紐づけが必要であり、弁護士に相談し対応したいと思っている」との答弁がありました。

また、「施設性能の検証部分については、できるだけ公平性を保とうとしているところは分かった。ただ、責任の所在がはっきりしなければ、費用を出す段階でまた争点になると思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「施設を稼働する際に修繕が必要となった場合の費用負担については、原因がはっきりしてこそ求められるものだと考える。仮に市で負担することになった場合は、予算を議会に諮ることになる。また、原因が施工業者にあったとすれば、裁判で費用負担を求める形になる。今の段階で何かあったら施工業者や設計監理者に求めるということを決めてしまうと、逆に訴えられる可能性もあるため、原因を判明させた上で対処していく」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告（議案第 123 号）

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 19 件、陳情 5 件のうち、議案 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 123 号、公の施設の指定管理者の指定について（大森公園体育館等 5 施設）については、「施設修繕のリスク分担」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願ひいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告（議案第 123 号を除く）

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました案件のうち、先ほどご報告申し上げました議案第 123 号を除く 23 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 106 号、横手市行政組織条例及び横手市表彰条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「現行の体制でも不具合なく業務をしているように見えるが、再び 2 部体制にし、組織を増やすということは行政改革の観点からどうなのか」と感じた。行政改革についての考え方、「市の取組の方向性を教えてほしい」との質疑に対し、当局より、「今後も同じ体制で持続できるかを考えると、やはりボリュームが多く、2 部体制にしたいという考えに至った。基本的な考え方はスリム化を前提にしているが、2 部体制にすることで、スピーディーかつきめ細かな対応が今まで以上に可能となり、行政サービスの向上が図られるものと考えている」との答弁がありました。

このほか、「行政サービスのデジタル化」についての質疑がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 107 号、横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例については、「吉田地区交流センタ一分館廃止後の取り扱い」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 111 号、横手市農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「大雄トレーニングセンターは使用率が高く、建て替えずとも修繕を希望すると地元住民も言っているが、廃止から新たな体育館が整備されるまでの期間など、詳細な計画を明示することはできるか」との質疑に対し、当局より、「現時点で、詳細な計画まで示すことはできない。当施設は地元で非常に愛着を持たれているが、老朽化度合いを考慮すると、今後使用

し続けていくのは非常に難しいと考えている。かなり老朽化しており、外壁、コンクリート土台のひび割れなどがある。また、特定建築物であることから、施設を維持するためには耐震補強をしなければならない可能性もあり、相当な費用が必要である。併せて、耐用年数を過ぎていることから、継続して使用できる年数は相当短いと推測される。新たな体育館については、「大雄地域の方から、令和7年度中に意見を集めることにしており、その意見を踏まえ計画立案の予定である」との答弁がありました。

また、「まだ計画が決まっていない状況において、廃止条例を出す理由がよく飲み込めない。令和7年度に廃止しなければならない理由は何か」との質疑に対し、当局より、「FM計画上では令和7年度で統合減として進めてきた経緯があり、行財政改革の一環として相当の覚悟を持って進めいかなければならないと考えている。また、施設の老朽化により維持することも厳しい状況であり、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

これに対し委員より「FM計画を進める上で、公共施設の利用者に納得していただくように進めることが一番重要である。最初に計画ありきで廃止ということだが、現段階では地域で利用する方々の納得がない。なぜここだけという印象を受ける。他地区では廃止される施設があっても代替施設があるが、この施設に関してはそれもなく合理的な理由が見つからない。一方的な話で進め、理解を得ていないのではないか」との質疑があり、当局より、「FM計画を推進するにあたって市民との意見交換は、これまで着実に行っていると認識している。確かに現施設の改修でよいとの声もあったが、新たな体育館が建設されるほうが多いといふ意見もあった。利用者や地域の方々と様々話し合いをしてきたところは、ご理解をいただきたい」との答弁がありました。

このほか、「借地の契約期間」や「施設修繕に係る経費」についての質疑がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「令和8年4月1日に廃止するということだが、これは統合減という理由からであり、その際の将来的な新しい体育館を建てるための規模なりこれに対する財源、こういったものが未だに議会に提案されていない中で、令和8年4月1日に廃止するという合理的な根拠が見つからないという理由から反対する」

との討論がありました。

また、本間利博委員より、賛成の立場で、「本施設は 47 年経過しており、雨漏りのほか、耐震においても検査が進んでいないというような状況下において、施設の管理者として、私は責任を持つべきものと考える。その上で、施設を 3 月いっぱいで廃止し、新しいものに移行していくという考え方は妥当だと思う。ただし、地域の方々が今まで利用している状況に不便をかけてはいけないと考える。早く次の段階に進むための計画、それから話し合いを進めることを前提とし、賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 112 号、横手市火災予防条例の一部を改正する条例については、「林野火災予防におけるたき火の届出」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 113 号、横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例及び議案第 117 号、横手市農家高齢者創作館設置条例を廃止する条例 については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 120 号、工事請負契約の締結について（旧雄物川北小学校解体工事）については、「落札率」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 121 号、財産の取得について（横手市立体育馆 トレーニング機器購入）については、「機器設置後の保守」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 124 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市東幌多目的集落集会所）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 125 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市桑ノ木多目的集落集会所）については、「指定管理期間」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 126 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市三ツ屋多目的集落集会所）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 127 号、公の施設の指定管理者の指定について（天下森ふれあい農園）及び議案第 128 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市天下森スキー場）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、

「指定管理期間を 3 年とした理由は何か」との質疑に対し、当局より、「指定管理期間は施設の特性に応じて判断しており、基準としては基本的に 5 年を目安にしている。5 年未満とする場合においては、短期間で管理者を更新することにより、競争原理が働く場合や施設の統廃合、変更が見込まれる場合などが該当になる。当該施設は、現在施設の整備を行っているため、施設経営的な側面を考慮し、ある程度短期間で指定管理の状況を市として把握していくべきという判断から 3 年とした」との答弁がありました。

議案 2 件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 135 号、横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 136 号、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案

第 137 号、横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第 138 号、横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 139 号、横手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 5 件については、一括議題にして審査し、「通勤手当」についての質疑がありました。

議案 5 件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 11 号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情及び陳情 7 第 12 号、家族従業者の働き分を経費として認めない所得税法第 56 条の廃止を求める陳情については、いずれも意見、討論はなく、起立採決の結果、いずれも起立全員により原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 16 号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情については、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 18 号、よこてイースト駐車場無料利用時間延長に関する陳情書については、「東部トレーニングセンター利用者への配慮」についての意見がありました。

討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 19 号、学校給食費の保護者負担を無償化することについての陳情については、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願ひいたします。